

令和7年那審第12号

裁 決
作業船A転覆事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和7年5月15日14時11分

沖縄県辺野古埼北東方沖合

2 船舶の要目

船 種	船 名	作業船A	台船B
全	長		60.00メートル
登 録	長	10.00メートル	
機 関 の 種 類	ディーゼル機関		
出	力	324キロワット	

3 事実の経過

Aは、平成7年3月に進水し、操舵室に舵輪及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備した砕石運搬作業に従事する鋼製作業船で、a受審人ほか甲板員1人が乗り組み、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、ほかの作業船と共に、引船、船団長及び作業員3人が乗って砕石約1,300立方メートルを積載した船首2.0メートル船尾3.0メートルの喫水となった鋼製台船B並びに作業船で構成された引船列と船団を編成し、令和7年5月15日13時38分辺野古埼北方沖合の砕石瀬取場を発し、同埼から東方に延びるK-8と称する護岸（以下「K護岸」という。）に向かった。

a受審人は、Bの右舷船尾部から直径約60ミリメートル長さ約15メートルの合成繊維製係留索（以下「B係留索」という。）を受け取り、Aの左舷船首部のビット（以下「左舷ビット」という。）に係止し、Bの右舷を併走した状態で、また、ほかの作業船が同様にBの左舷を併走した状態で南下した。

14時03分a受審人は、K護岸付近で、係留用として海底に常設されていた錨から伸びる直径約50ミリメートル長さ約10メートルの合成繊維製ロープと直径約60ミリメートル長さ約10メートルの合成繊維製ロープをつないだ錨索（以下「係留用錨索」という。）を左舷ビットに係止し、B係留索とシャックルで連結してBの係留作業を開始した。

14時04分a受審人は、発生地点付近で、Bの船尾部が係留用錨索に接近するのを認めたとき、係留用錨索が前進中の同船の右舷船尾部から海面付近まで垂れ下がった状態で格納されていた重さ3トンのストックアンカー（以下「船尾錨」という。）に絡まって係留用錨索が緊張すると、操船に支障を来すおそれがあったが、今まで船尾錨に

ロープが絡んでも、すぐにロープを取り外すことができたので、今回も絡んだロープを取り外すことができるものと思い、直ちに係留用錨索を左舷ビットから取り外すなど、絡索に対する安全確保の措置を十分にとらなかつた。

こうして、a 受審人は、B が東寄りの風によって西方に圧流されて接近したので、船間距離を離すために船首を東方に向け、機関を後進にかけて係留用錨索の緩みがなくなっていたところ、14時05分係留用錨索が船尾錨に絡み、左舷ビットから外せなくなり、係留用錨索が緊張して操船が困難となり、B の右舷船尾部方向に引き寄せられ、緊張した船尾錨用係留索によって同方向に引かれて持ち上がった船尾錨の下にAが入り込み、Bの作業員が船尾錨用係留索を緩めたところ、船尾錨がAの船首甲板に乗り、船尾錨の重量によりAが左舷側に傾斜して船内に海水が浸入し、14時11分長島灯台から312度（真方位、以下同じ。）630メートルの地点において、Aは、一瞬にして左舷側から転覆した。

当時、天候は曇りで風力4の東北東風が吹き、潮候はほぼ低潮時で、視界は良好であった。

転覆の結果、Aは、主機に濡損を生じたが、僚船にえい航されて沖縄県馬天港に引き付けられ、のち修理され、a 受審人及び甲板員は、僚船に救助された。

（原因及び受審人の行為）

本件転覆は、辺野古埼北東方沖合において、Bの係留作業中、同船の船尾部が係留用錨索に接近するのを認めた際、絡索に対する安全確保の措置が不十分で、係留用錨索が船尾錨に絡み、係留用錨索が緊張して操船が困難となり、船尾錨の下にAの船首が入り込み、Bの作業員が船尾

錨用係留索を緩めたところ、船尾錨がAの船首甲板に乗り、同船が左舷側に傾斜して船内に海水が浸入したことによって発生したものである。

a 受審人は、辺野古埼北東方沖合において、Bの係留作業中、同船の船尾部が係留用錨索に接近するのを認めた場合、係留用錨索が船尾錨に絡まって係留用錨索が緊張すると、操船に支障を来すおそれがあったから、直ちに係留用錨索を左舷ビットから取り外すなど、絡索に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、今まで船尾錨にロープが絡んでも、すぐにロープを取り外すことができたので、今回も絡んだロープを取り外すことができるものと思い、絡索に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、係留用錨索が船尾錨に絡み、係留用錨索が緊張して操船が困難となり、船尾錨の下にAの船首が入り込み、Bの作業員が船尾錨用係留索を緩めたところ、船尾錨がAの船首甲板に乗って左舷側に傾斜し、船内に海水が浸入して転覆する事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年1月20日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山本哲也